

平成27年3月25日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所
ムサシ産業機械 株式会社
埼玉県熊谷市見晴町206
- 2 指名停止期間 自 平成27年3月26日
 至 平成27年4月25日（1ヵ月間）
- 3 指名停止の理由
ムサシ産業機械株式会社の営業部長は、平成24年10月から平成25年12月頃、埼玉県住宅供給公社が発注した複数の修繕工事の予定工事価格を事前に教えてもらう見返りに、同公社熊谷支社の元主幹に数十万円分の商品券を渡したとして、平成27年2月10日に埼玉県警に贈賄の容疑で逮捕された。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表第2第3号ハ（贈賄）に該当するため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：専門官